

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

ニチレキグループの経営の根幹には、「種を播き、水をやり、花を咲かせて実らせる」という『種播き精神』が生きています。たゆみない努力の積み重ねによって絶えず新しい仕事を創造していくことは、ニチレキグループの企業文化そのものであるとともに、グループ一人ひとりの行動の指針となっています。

ニチレキグループは、この『種播き精神』のもとで、「道」創りを通して社会に貢献するため、

- ・優れた機能とコストを満足する道路舗装材料ならびに工法の提供
- ・国民の共有資産である「道」をいつも見守る高度なコンサルティング
- ・顧客から信頼される施工技術

これらを完全に一体化し、株主をはじめ幅広い顧客の皆様から信頼される「道」創りになくてはならない収益性に優れた企業グループであり続けるとともに、社員一人ひとりが能力を発揮でき、働きがいのあるグループであること』を経営理念としております。

ニチレキグループでは、上記の『種播き精神』と経営理念をあわせて“企業理念”と位置づけております。

ニチレキグループは、『種播き精神』をグループの企業文化として大切にし、経営理念に基づき企業価値を継続的に高めていくために、法令を遵守し、環境保全や安全に十分配慮するとともに、経営に関する監査・監督機能を高め、経営活動の健全性、透明性と効率性を追求して、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満
--	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,530,000	4.83
ニチレキ取引先持株会	1,488,400	4.70
株式会社みずほ銀行	1,108,607	3.50
三井住友信託銀行株式会社	1,100,000	3.47
日本生命保険相互会社	890,692	2.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	879,000	2.77
公益財団法人池田20世紀美術館	630,000	1.99
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	535,000	1.69
ニチレキ従業員持株会	534,698	1.69
株式会社三菱東京UFJ銀行	529,800	1.67

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	石油・石炭製品
直前事業年度末における(連結)従業員	

数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小林 修	公認会計士											
藤田 浩司	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小林 修	○	——	同氏は、公認会計士及び税理士として企業会計、税務に精通しており、これまで当社の社外監査役として公正かつ客観的な立場から適切な意見をいただいております。そのことにより、取締役会の意思決定に際し適切な役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所が定める独立性基準及び属性情報のいずれにも該当しないため、独立性を有していると考えており、独立役員として指定しております。
		当社と同氏が社外監査役を務めるトレンドマイクロ株式会社との間で、製品及びサービスの利用に関する契約を結んでおり	同氏は、弁護士として会社再建や企業法務に係る豊富な経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の社外監査役として公正かつ客観的な立場から適切な意見をいただいております。そのことにより、

藤田 浩司	○	ますが、一般消費者としての通常取引であり、その金額、性質に照らして、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。	取締役会の意思決定に際し適切な役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所が定める独立性基準及び属性情報のいずれにも該当しないため、独立性を有していると考えており、独立役員として指定しております。
-------	---	---	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と定期的に打ち合わせを行い、会計監査人が行った監査に関する報告・説明を受けております。また、監査役は会計監査人の監査業務に適宜立ち会い、必要に応じ情報交換、意見交換を行っております。

監査役は、内部監査の担当部署である監査室と定期的に打ち合わせを行い、監査計画、監査実施状況、監査結果等について報告を受けております。また、監査テーマや内部統制システム等について随時情報交換、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新
--

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
蟹谷 勉	税理士													
洪村 晴子	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新
--

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
蟹谷 勉	○	――	同氏は、税理士として税務をはじめとした会社経営に関する専門知識と豊富な経験を有しており、当社の業務・経営に対して客観的かつ公正な立場から適切な監査を行っていただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。また、東京証券取引所が定める独立

			性基準及び属性情報のいずれにも該当しないため、独立性を有していると考えており、独立役員として指定しております。
渋村 晴子	○	——	同氏は、弁護士として会社コンプライアンスをはじめ企業法務に関する専門知識と豊富な経験を有しており、当社の業務・経営に対して客観的かつ公正な立場から適切な監査を行っていただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。また、東京証券取引所が定める独立性基準及び属性情報のいずれにも該当しないため、独立性を有していると考えており、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名
---------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

当社と社外役員（社外取締役及び社外監査役）との人的関係、資金的関係または取引関係その他の利害関係は上記のとおりであり、各社外役員は一般株主と利益相反が生じるような立場にないことから、全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出し、受理されております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、平成19年6月に役員退職慰労金制度を廃止し、役員報酬については業績との連動性を高めた報酬制度としております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書及び事業報告において、取締役、監査役、社外監査役毎の総額を開示しております。

・役員の報酬等の額
取締役（7名） 192百万円
監査役（7名） 35百万円
うち、社外監査役（3名） 8百万円
・報酬等の総額には、役員賞与59百万円（取締役6名 59百万円）を含めております。
・期末現在の人数は、取締役6名、監査役4名であります。

・監査報酬 当社の会計監査人である監査法人日本橋事務所に対する報酬
監査契約に基づく監査証明に関わる報酬の金額24百万円
上記以外の業務に基づく報酬はありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会で決議された限度額の範囲内において、取締役会で承認された報酬基準に基づき決定しております。また、監査役の報酬については、株主総会で決議された限度額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

なお、株主総会の決議による取締役の報酬限度額は、年額400百万円以内（うち社外取締役分40百万円以内、平成27年6月26日開催の第7

1 回定時株主総会決議)であり、監査役の報酬限度額は年額50百万円以内(平成26年6月27日開催の第70回定時株主総会決議)であります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

社外取締役、社外監査役を補佐する専任のスタッフは配置しておりませんが、総務部内の担当者が適宜対応しております。取締役会の開催に際しては、議案に係る資料を事前に配布するとともに、議案内容に応じて事前説明を行っております。また、社外監査役は必要に応じ、監査室及び会計監査人と情報交換、意見交換ができる体制となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- ・当社は、企業統治の体制として、監査役会設置会社制度を採用しており、定款で12名以内の取締役及び取締役会、4名以内の監査役及び監査役会並びに会計監査人を置く旨を規定しております。
- ・取締役会は、原則として月1回開催し、経営に関する重要事項、法令に定める事項を決定するとともに、業務執行の監督を行っております。取締役は8名で、このうち2名が社外取締役です。当社では経営の効率性を高めるため執行役員制度を導入しております。また、取締役については、その経営責任を明確にし、経営環境の変化に機動的に対応できる体制を構築するため、任期を1年としております。
- ・監査役会は、監査役4名で構成され、このうち2名は社外監査役です。取締役会、経営会議には全監査役が出席するほか、経営戦略会議、その他主要会議には常勤監査役が出席し、取締役の業務執行をチェックするとともに、重要な決議書類の閲覧、業務・財産の状況の調査等を通じて厳正な監査を行っております。
- ・会計監査人には、監査法人日本橋事務所を選任し、外部監査を受けております。
- ・内部監査については、監査室を設置して、内部統制システムの監査と評価を行っております。監査室は、業務ラインから独立した立場で業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守、資産の保全など内部管理の主要目的の達成状況を客観的、総合的に評価し、その結果について経営者及び監査役等に報告するとともに、被監査部署に対しては、課題解決のための助言・指導・是正勧告を行っております。また、監査室は、必要に応じその都度、監査役及び会計監査人と情報交換、意見交換を行っております。
- ・顧問弁護士は奥野総合法律事務所・外国法共同事業に依頼しており、必要に応じて、経営判断上の参考とする専門的なアドバイスを受ける体制をとっております。
- ・取締役の候補者は、取締役会の決議によって決定しております。監査役の候補者は、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によって決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、上記のとおり監査役会設置会社制度を採用しております。当社事業に精通した業務執行取締役と独立した立場の社外取締役によって構成される取締役会が、迅速かつ的確な意思決定と取締役の職務執行の監督を行うとともに、監査役が公正かつ客観的な独立の立場から取締役の職務執行を監査し、経営の監視機能を十分働かせる体制が、経営活動の健全性、透明性と効率性を高め、当社の持続的な成長と企業価値の向上に有効であると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	議決権行使比率の向上を目的とし、招集通知の早期発送に努めています。
その他	株主総会における事業概況・経営方針等の説明に際して、ビジュアル化を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURL: http://www.nichireki.co.jp/investors/index.html/ IRサイトでは、決算短信、有価証券報告書、株主通信、適時開示情報等を掲載しております。また、株主総会関係書類に関しては、招集通知、決議通知、議決権行使結果を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部 総務部総務課	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、平成25年4月に新中期経営計画「Grow up 2015」をスタートさせ、その基本方針に基づいて、環境を重視した事業活動とCSR活動に積極的に取り組み、社会から信頼を得て企業価値の向上を図っていくこととしております。こうした方針のもと、「お客様の問題解決に役立つソリューションの提案」を業務活動の基本とし、社会的要請の強い環境負荷低減や環境型社会への対応を目指して、中温化舗装、常温舗装、リサイクル舗装等の材料・工法開発および拡販に取り組んでおります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の内部統制システムに関する基本方針は以下のとおりです。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規定その他の社内規定に従い、適切に保存および管理を行うものとする。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの損失の危険については、グループ経営管理として、リスク管理に関する諸規定を整備するとともに、当社の担当責任部署において、必要に応じ、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う体制とし、新たに生じたリスクへの対応が必要な場合には、社長は速やかに対策責任者となる取締役を任命し、グループ全社に示達するものとする。また、リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、担当取締役は速やかに取締役会に報告することとする。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、グループ経営計画を策定し、毎事業年度ごとのグループ全体の経営目標および予算配分等を定め、グループの協力体制の推進および業務の効率的な遂行管理を行うものとする。

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、会社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については事前に経営戦略会議において協議を行い、執行決定を行うものとする。

取締役会の決定に基づく業務執行については、職務権限規定その他の社内規定に従い、適時的確に行われることとする。

4. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスについては、担当取締役を任命し、当社グループのコンプライアンスの統括部署としてコンプライアンス統括室を設置するとともに、社内規定およびコンプライアンス・マニュアルを作成して、グループ全社にコンプライアンス・ルールの周知徹底を図ることとする。また、相談・通報窓口として当社グループのネットワークに「ホットライン」を開設して、当社グループの社員から直接、コンプライアンスに係る報告・相談や意見・提案を受付けることとする。

取締役は、当社グループにおいて、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとする。

監査役は、当社グループのコンプライアンス体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

内部監査については、監査室を設置し、当社グループについて、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守、資産の保全など内部管理の主要目的の達成状況を客観的、総合的に評価するとともに、課題解決のための助言・指導・是正勧告を実施するものとする。また、監査室は、必要に応じ、監査役および会計監査人と意見・情報交換を行うこととする。

経営に係る法律上の諸問題については、顧問弁護士から専門的なアドバイスを受ける体制をとることとする。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける業務の適正を確保するため、グループ会社全てに共通するグループ経営理念を定め、これを基礎として、グループ運営体制を整備するとともに、グループ会社においては、当社グループとして統一化された社内諸規定を定めるものとする。

グループ会社は、業務執行に係る重要事項について当社に協議、報告等を行うものとする。当社は、グループ経営管理体制を構築し、グループ会社に対して監査、経営指導を行うものとする。

当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、若しくはその他コンプライアンス上問題があるとグループ会社が認めた場合には、監査室またはコンプライアンス統括室に報告するものとする。監査室またはコンプライアンス統括室は直ちに監査役に報告するものとする。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、内部監査部門である監査室および会計監査人と必要に応じ、意見・情報交換を行うことができ、また監査役の職務遂行に必要な調査、情報収集等の事項を監査役の判断で実施可能な体制にある。このため、監査役の職務を補助すべき使用人については、その必要が生じた場合に監査役の求めに応じて設置することとする。

監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役から指示を受けた業務については、専ら監査役の指揮命令に従わなければならないものとする。

監査役の職務を補助すべき使用人の人事等については、事前に監査役と協議するものとする。

7. 当社および子会社の取締役および使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議、その他の重要な会議に出席することができるとともに、重要な決議書類等の閲覧、業務・財産状況の調査等を行うことができることとする。取締役および使用人は、重要な会議の開催予定を監査役に報告するものとする。

当社グループの取締役および使用人は、当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役に報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、当社グループの取締役および使用人に対して報告を求めることができることとする。

当社は、監査役へ報告を行った当社グループの取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役および使用人に周知徹底する。

監査役がその職務の執行について、当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法の定めに従い内部統制報告書を有効かつ適切に提出するため、内部統制システムを構築して、その適正な整備および運用を行っていくものとする。

9. 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備するものとする。

反社会的勢力対策規定を制定し組織の責任者を定めるとともに、具体的な対応方法等について周知徹底を図り、適切に対処できる体制とする。

Vその他

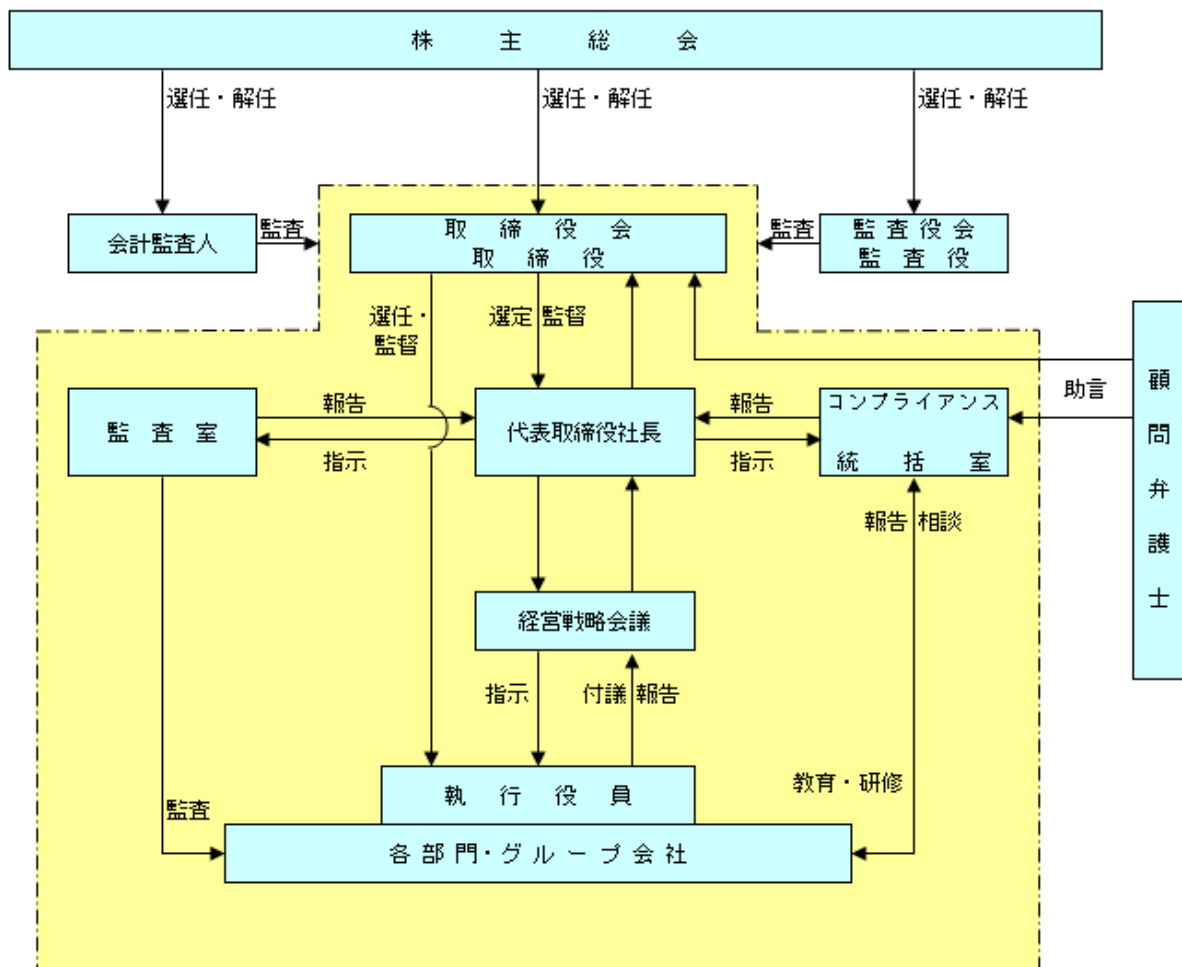
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

・コーポレート・ガバナンス体制についての模式図(参考資料)



・適時開示体制の概要

I. 適時開示に関する基本方針

適時開示については、東京証券取引所の適時開示規制、社内規定等に基づき、迅速性、正確性、公平性を考慮し、社内体制の充実に努めることとする。

II. 適時開示に関する社内体制対応状況

重要な会社情報は、子会社に係る情報を含めて決定事実、発生事実及び決算情報のいずれの場合も管理本部総務部長のところに集約され、情報取扱責任者の下で一元管理する体制をとっております。情報取扱責任者は、適時開示情報に該当するか否かの判断および開示方法について、関連部署と協議し、適時開示情報に該当すると判断した場合は、取締役会または代表取締役の承認を得て、適切に開示を行っております。

なお、公表した情報は、すべて当社ホームページにも掲載致します。

